

令和3年度 尾道厚生会事業報告

尾道厚生会はこれまで、定款に基づき、尾道母子生活支援センターを運営し、母子福祉の推進に努めると共に、地域との交流に努めてきました。

令和3年度の尾道厚生会理事会及び評議員会の議決事項は次のとおりです。

1 理事会

(1) 日にち 令和3年6月

- | | | |
|-----|-------|--|
| 議 題 | 議案第1号 | 令和2年度社会福祉法人尾道厚生会事業報告並びに同法人計算書類等及び財産目録の決算認定について |
| | 議案第2号 | 令和2年度尾道母子生活支援センター事業報告並びに同施設計算書類等及び財産目録の決算認定について |
| | 議案第3号 | 社会福祉法人尾道厚生会新役員候補者の選定・推薦(案)について |
| | 議案第4号 | 社会福祉法人尾道厚生会新評議員候補者の選定・推薦(案)について |
| | 議案第5号 | 社会福祉法人尾道厚生会評議員選任・解任委員会の招集(案)について |
| | 議案第6号 | 令和3年度第1回評議員会決議の省略について
令和3年度第1回評議員会において、社会福祉法人尾道厚生会定款第13条4項に基づき、次の議決を省略すること。 |

令和3年8月

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第7号 | 令和3年度社会福祉法人尾道厚生会第1回評議員会の開催について |
|-------|--------------------------------|

令和3年8月23日(月)

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 議案第8号 | 社会福祉法人尾道厚生会理事長及び業務執行理事の選定について |
|-------|-------------------------------|

報告第1号 新評議員について

報告第2号 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告

令和4年4月28日(木)

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第9号 | 令和3年度尾道母子生活支援センター会計補正予算(案)について |
|-------|--------------------------------|

議案第10号	令和4年度社会福祉法人尾道厚生会事業計画(案)について
--------	-----------------------------

議案第11号	令和4年度尾道母子生活支援センター事業計画(案)
--------	--------------------------

- について
- 議案第12号 令和4年度社会福祉法人尾道厚生会予算(案)について
- 議案第13号 令和4年度尾道母子生活支援センター会計予算(案)について
- 議案第14号 社会福祉法人尾道厚生会新評議員候補者の選任(案)について
- 議案第15号 社会福祉法人尾道厚生会評議員選任・解任委員会の招集(案)について

2 評議員会

(1) 日にち 令和3年7月30日(木)

- 議 題 議案第1号 令和2年度社会福祉法人尾道厚生会事業報告並びに同法人計算書類等及び財産目録の承認について
- 議案第2号 令和2年度尾道母子生活支援センター事業報告並びに同施設計算書類等及び財産目録の承認について
- 議案第3号 社会福祉法人尾道厚生会新役員候補者の選任(案)について

令和3年度 尾道母子生活支援センター事業報告

新型コロナウイルスの影響を受けての施設運営も2年目を迎えました。

未だ新型コロナウイルスの終息の見えないなか、支援の必要な方々は目の前にいる。

思うように支援が行き届かないもどかしさの中、何が正解で何が間違いなのかもわからないなか、試行錯誤をしながらの支援でした。

しかし、昨年度に引き続き感染拡大防止の対応を行い細心の注意を払い、「コロナだから何もできない」から「コロナでもできることをやる」という風に方針を変え、少しずつではありますが支援の手を広げ始めました。

調停等の法的手続きや行政関係への支援、行事や WEB による研修等少しずつではありますが動きが出てきました。

混乱のさなかではありましたが令和3年度は10世帯の利用者が自立をして地域での新しい生活を始めました。退所後も引き続きアフターケアとして支援を行い、地域の中で孤立しないよう、そして、少しでも困ったときには SOS のサインが出しやすいような関係を維持し、徐々に支援をフェードアウトさせてご自身での生活を確立できるよう働きかけを行いました。

しかしながら、入所数は3世帯にとどまり空室が目立つようになりました。

今後はニーズの掘り起こしに力を入れつつ、母子生活支援施設の周知、地域支援を含めた子育て世帯への幅広い支援を展開し、必要な家庭に必要な支援が行き届くよう支援の輪を広げていくよう考えております。

1. 利用状況

令和3年度、尾道母子生活支援センターにおいて、定員20世帯に対して平均16.8世帯84.2%の所在率でした。

区 分	令和3年度世帯数	令和2年度世帯数
入所延べ世帯数	199世帯	199世帯
入 所 世 帯 数	3世帯	6世帯
退 所 世 帯 数	10世帯	4世帯
年度当初世帯数	20世帯	18世帯
年度末世帯数	15世帯	20世帯

2. 年間行事報告

実施日	行事名	参加者	備考
4/19	サーカス～スーパーミラクルイリュージョン～を見に行こう！	19名	
4/30	サーカス～スーパーミラクルイリュージョン～を見に行こう！第二弾		中止
5/8	ティーボール体験会 in マツダスタジアム		中止
5/9	母の日リフレッシュ行事		延期
5/9	母の日リフレッシュ保育		延期
5/17	木下大サーカスを見に行こう！		中止
8/11	ひまわり祭りフォトコンテスト		中止
8/20	水陸両方楽しもう！In 大鬼谷オートキャンプ		中止
10/9	ART の時間～芸術作品を作ろう！～		
10/23	空中散歩を楽しもう！ツリーアドベンチャー	20名	
10/30	第1回音楽遊び	18名	入所者16名 退所者2名
11/1 ～12	秋の芸術祭	37名	
11/7	エスポワール運動会	49名	入所家庭・職員ボランティア
11/21	母のリフレッシュ行事	10名	
11/21	リフレッシュ行事～福山市立動物園～	23名	
12/24	クリスマスプレゼントおよびケーキの配布	51名	
12/24	クリスマスアレンジメント	15名	
12/1 8・25	親子旅行	57名	入所者51名退所者6名
12/2 5・27	イニシャルキーホルダーづくり	19名	入所者17名退所者2名
3/12	スノーリゾート猫山日帰りスキー旅行	17名	入所者11名退所者6名
3/26	フラワーアレンジメント	17名	入所者15名退所者2名

3. 母子支援員による支援

近年、障がいを抱える母親と子どもの入所が増えていますが、最近では特に精神障がいを抱える母親の入所が増えていきます。同時に子どもも知的障がいや発達障がいをもつケースが増加しています。母子の障がいや、成育歴、また DV 被害や母親自身の虐待体験から自己肯定感が低く、精神的に不安定になりやすい上に、子どもが障がいを抱えていることで対応が困難になり、虐待や育児放棄など、子どもの養育に課題を抱えている母親が目立つようになりました。

令和3年度は、母親が職員との間で二者関係を築くことで安心して生活をし、子育てができるように一人ひとりの状況や生活スタイルを大切に支援をしていくことを心掛けました。また、精神障がいを抱える母親の病気の理解、障がいの特性の理解については特に心掛けました。安心安全な環境の中で職員との信頼関係が持てるように一層心に寄り添った支援をすることで、母親自身が「かけがえのない存在」であることを感じ、子どもと向き合うことができるようになる、家庭生活や就労等に本来の力を発揮できるなどの効果が見られました。

母子支援員は、DV 被害、様々な障がい、外国籍等、複雑多様化する問題を抱えて入所される母親と子どもが、自分らしさを取り戻し、前向きに生きていけるよう、次の支援や事業を行いました。

(1) 生活支援

各家庭の状況に応じて食事作りや掃除、洗濯等の家事全般の支援、および金銭管理等のサポートを行いました。

家事支援では、支援者側の一方的な支援にならないように、主は母親と子どもであることを基本として、母親の意向を聞きながらの支援をしました。「いずれ自分たちでできるようになる。」ことを母親との共通目的としてサポートを行いました。また、週に1度生活に必要な食品や日用品の買い物支援を行いました。新型コロナウイルス感染予防に気を付けながら、自宅待機等になった家庭への支援も行いました。

経済的支援は、健康保険、年金、児童手当、児童扶養手当等の各種制度の利用手続きのサポートを行いました。特に経済的に困窮している家庭については、社会福祉課生活保護係との連携を取りながら支援を行いました。

また、入所時には、「ウェルカムセット」として、入所時に必要な日用品の提供や入所した日の夕食、翌日の朝食を職員が準備することで、入所時の不安を少しでも和らげてもらい、今後の生活への安心と希望に繋げてもらうようにしました。

(2) 子育て支援

児童支援員や保育士、心理療法担当職員との連携を密にとり、母親の気持ちや

子どもの気持ちを調整しながら母子関係の課題に積極的に取り組みました。特に、養育不安のある母親に対しては、子ども家庭センターと連携をとり、一時保護やショートステイの利用、施設内分離を利用することを母親に提案をしながら、子どもの安全と母親の養育不安の軽減、母親のレスパイトケアを行い、母親と子どもの関係の調整を行いました。母親と一緒に子育てをすることで、育児に対する孤独感を解消し、必要な時には助けを求める力をつけていくための支援をしました。

(3) 就労支援

ハローワークや職場との連携を取りながら母親の就労のサポートを行い、障がいのある母親に対しては、障がい者相談支援専門員と連携を取りながら、障がい福祉サービスを利用した就労支援を行いました。就労後も、相談専門員、福祉サービス事業所との関係者会議を持つなどし、常に状況を把握しながら、就労が継続できるように支援をしました。また、実際の就職に必要な技能を習得するための情報提供を行いました。

(4) 法的手続きに関する支援

入所されている DV 被害者の命の安全を第一に考え、弁護士相談・調停・裁判への同行をしました。行政をはじめとする関係機関、警察や弁護士等と連携を取りながら、離婚、養育費、父子面会、自己破産に向けての手続き等の支援を行いました。父子面会については、具体的な方法の提案や、同行などを行いました。法的手続きにかかる費用については、法テラス利用の紹介や手続きの支援を行いました。離婚成立後は、子どもの氏変更申請、児童扶養手当の申請についてのサポートを行いました。

(5) 地域支援機関との連携

入所者の母親に、精神面で医療が必要な人が多くなってきたため、医療機関の紹介と必要であれば同行支援を行い、医療機関との連携を行いました。

DV で入所された方に対しての支援では、命の安全を第一に考え、警察等の関係機関への相談に同行支援を行い、緊急事態に備えての連携を取りました。

養育が困難な母親と子どもに対しては、要保護児童対策地域協議会や、子ども家庭センターとの連携を取るとともに、小中学校との連携を年1回とり、保育所、高校との連携は必要に応じて行いました。

障がいがある母親と子どもへの支援を障がい者相談支援事業所、福祉サービス事業所と密接な連携をとり一貫したサービスの提供ができるようにサポートをしました。また、退所時には必要に応じてヘルパーやかけはし等の福祉サービスが利用できるように手続きを行いました。

障がいのない母親と子どもに対しても、退所時には必要な関係機関との連携を取り、退所後に安心して地域での生活が円滑に行われるように支援を行いました。

(6) 生活相談

退所後の自立した生活に焦点を当て、家庭生活、金銭の管理、子どもの養育等、様々な課題に対して、他職種、行政、地域の福祉サービスと連携しながら行いました。

進学を希望する子どもに対しては、学費に不安を抱くことなく進学できるように、母子父子福祉貸付や奨学金等の情報提供を行い、各種助成金についての情報提供も児童支援員が中心となり、退所した家庭も含めて行いました。

安定した精神状態で日々の生活が送れるように、心理療法担当職員との情報共有をしながら、支援を行いました。

ストレスを溜めやすい状況の中、いつでも相談ができるように日常から信頼関係を築くように心がけ、小さな変化にも気が付き、声かけをするよう心掛けました。

(7) 相談事業

前年度に引続き、地域の子育て世代に対する相談事業を行いました。相談者に対しての気持ちの汲み取りや、行政・福祉サービスについての情報提供、必要に応じて関係機関への同行を行いました。相談者の住居地は尾道市に限らず、福山市からの相談もありました。

地域からの電話相談だけでなく、尾道市健康推進課、児童家庭センターからの相談や、ホームページからの相談があり、相談件数が年々増えています。

(8) その他の支援

コロナ禍で、いつも以上にストレスを感じる事が多く、年間の行事が中止になる中で少しでも精神的ストレスの解消になるように子どもと一緒に母の日にプレゼントをしたり、外で体を動かす運動会を開催したり、母親と子どもにクリスマスプレゼントやクリスマスケーキのプレゼントをしました。また、感染状況を考え、感染予防対策を十分に取った上で日帰りの親子旅行も実施しました。自宅待機になった母子の買い物支援、ゴミ出しなどの日常的な支援を行いました。

4. 児童支援員による支援

近年、生活習慣や学習習慣が身に付いていない子ども、知的障がい、発達障がい、精神障がい、DV 逃避のトラウマを抱える子どもなど、多種多様な課題が増え、

入所期間だけでなく、退所後も多くの子どもたちに個別対応が必要になってきています。

児童支援員は、入所児童及び退所児童に対して、子どもたちが安全安心を感じられる環境を作り、子どもたちの主体性を尊重しながら、「子どもの最善の利益」を追求した次の支援を行いました。

(1) 学習支援

児童支援員は、子どもたちの特性を把握し、学習支援を次のように行いました。

① 土曜日学習

学力の定着・補充を目的として、公文の教材を活用した学習支援を行いました。

② 学習習慣の定着

学校から帰宅後、地域交流室で宿題や自主学習を職員が付き添っておこないます。

③ 学力補充・受験対策

中学生を対象に、外部講師に週1回来訪していただき、学力補充及び受験に向けた学習支援を行いました。令和3年度は入所者1名、退所者1名が希望する高等学校へ進学を行うことができました。

(2) 様々な体験を通しての支援

コロナ禍で行事の実施も難しい状況でしたが、「コロナだから止めよう」ではなく、「コロナでもできること」を考え、子どもたちに「生きることは楽しいこと」だと感じてもらえるよう取り組みました。

① 木下大サーカス鑑賞

日 時:令和3年4月19日(月)

場 所:広島マリーナホップ特設会場

参加者:入所者17名 退所者2名

内 容:木下大サーカスの鑑賞。マリーナホップ散策。

② 川遊び・ツリーアドベンチャー

日 時:令和3年10月23日(金)

場 所:大鬼谷キャンプ場

参加者:入所者18名 退所者2名

内 容:川遊びや、ツリーアドベンチャー(自然の木の上に足場を作り、その

木と木をむすぶように設置されたロープや吊り橋などのエレメントを安全ハーネスを付けて攻略するアクティビティ)を行いました。

③ 音楽遊び

日 時:令和3年10月30日(土)

場 所:尾道母子生活支援センター エスポワール

参加者:入所者16名 退所者2名

内 容:音楽療法士を招き、療育的な音楽遊びを行いました。

④ 秋の芸術祭

日 時:令和3年11月1日(日)～令和3年11月12日(金)

場 所:尾道母子生活支援センターエスポワール

参加者:入所者:37名

内 容:期間内に「秋」に関する作品を作り、展示及び投票を行い、表彰をしました。

⑤ 「エスポワール運動会」

日 時:令和3年11月7日(日)

場 所:ふくしむら多目的グラウンド

参加者:入所者49名

内 容:親子運動会徒競走や、玉入れなど各競技ごとに日用品などの景品を出しました。

⑥ 「リフレッシュ行事」

日 時:令和3年11月21日(日)

場 所: 母 フジグラン(神辺・東広島)

子ども 福山動物園

参加者: 母 10名

子ども 23名

内 容:母の日のリフレッシュ行事が新型コロナウイルスで延期となり、11月に開催しました。日曜日に児童幼児の保育(行事)を行い、自由な時間を母親にプレゼントする。

⑦ 親子旅行

日 時:令和3年12月18日(土)

令和3年12月25日(土)

場 所:レオマワールド

参加者:入所者51名 退所者6名

内 容:新型コロナウイルス対策のため、2班に分かれて香川県のレオマワールドに日帰りで行きました。

⑧ 「クリスマス」

日 時:令和3年12月24日(金)

場 所:尾道母子生活支援センターエスポワール

対象者:入所者51名

内 容:お母さんと子どもたちにプレゼントを用意して、くじ引き抽選を行い、サンタクロースがプレゼントを贈りました。

⑨ 「イニシャルキーホルダー作り」

日 時:令和3年12月25日(土)

令和3年12月27日(月)

場 所:尾道母子生活支援センターエスポワール

参加者:入所者17名 退所者2名

内 容:ハーバリウムを使ったイニシャルキーホルダーを作りました。

⑩ 「スキー行事」

日 時:令和4年3月12日(土)

場 所:スノーリゾート猫山

参加者:入所者11名 退所者6名

内 容:猫山スキー場でスキーを楽しみました。

⑪ 「フラワーアレンジメント」

日 時:令和4年3月26日(土)

場 所:尾道母子生活支援センターエスポワール

参加者:入所者15名 退所者2名

内 容:ドライフラワーでフラワーアレンジメントを楽しみました。

(3) 生活改善及び社会性の向上を目指した支援

子どもたちの生活状況の把握に努め、子どもが抱えている問題を“一緒に考える”姿勢を示し、子どもたちとの信頼関係を築けるよう努めました。

生活習慣の乱れや家庭内でのトラブルなどに対して、他職種と連携しながら、家庭でのルール作りや家族会議の時間を作るなどの支援を行い、定期的な振り

返りを行いました。

学校への行き渋りがある子どもには、声かけや居室訪問など話を聞く時間を作り、必要に応じて、学校への送迎を行いました。

児童支援員は、子どもたち同士の関わりの中で“子どもたち自身が考える”ことができるよう、開かれた質問などを活用して支援を行いました。

(4) アフターケア

放課後児童クラブに定員などの理由で入ることができなかった子どもや施設としてアフターケア利用が必要と認められた子どもの学童保育の受け入れを行いました。

アフターケア利用登録の有無に関わらず、進学や奨学金などの相談、登校渋りのある子どもへの対応などを行いました。

施設行事には、コロナ禍で広く募集をかけることは難しい状況ではありましたが、アフターケア利用登録をしている子どもなどに参加していただくことができました。

5. 保育士による支援

令和3年度も、子どもたちが過ごしやすく、母親が相談しやすい環境を提供するために、保育室の環境整備を行いました。また、母親からの相談に対して各家庭の担当者と連携を取りながら、母親と子どもへの多角的な支援を心がけ、母親と子どもの生活の安定、心の安定に配慮した保育支援を行いました。

(1) 通常保育・補完保育における環境整備

令和3年度は、例年同様季節感や日々の生活感を感じられるように、季節に応じた壁面や作品を展示しました。自然を感じることができるよう、子どもたちとともに園庭のプランターや畑で様々な草花を育てました。

(2) 病児・病後児保育における衛生環境の強化

各ウイルスに応じた消毒液を設置しました。また、病児の早期発見方法の周知を行いました。ペーパータオルも継続して設置しており、より清潔に過ごせるよう環境整備を行いました。

(3) 発達障がい児への支援の強化

療育施設のカンファレンスに保育士が同行しました。担任の先生や相談支援員と連携を取ることで、専門機関との連携を強化することができました。また、視覚的支援など、発達障がい児への対応を保育室に取り入れています。

(4) その他の保育支援

通常保育、補完保育、病後児保育の他に母親のカウンセリング時やリフレッシュ時に保育を行うなど、母親の要望に沿った柔軟な保育を提供しました。また、必要に応じて食事や入浴支援を行いました。その他に一時的な施設内分離を行い虐待防止及び育児疲労の軽減になるようお預かりしました。

(5) 園庭開放

保育室園庭を開放し、就学前のお子さんがおられる地域の方へ、遊び場の提供を行いました。また地域の方からの相談時に保育が必要であればお預かりしました。

(6) コロナウイルス感染症

コロナウイルス感染対策、防止のため、使用後の玩具や保育室の消毒を継続して努めています。本来病児保育は行っていますが、37.5℃以上ある子どもさんは通院していただきました。

また、行事が延期、中止になる中で少しでもストレス解消になればと、戸外での運動会や日帰り親子旅行を開催いたしました。

6. 心理療法担当職員による支援

令和3年度も、母親や子どもの主体性を尊重することや、母親と子どもの課題について一緒に取り組んでいくために母親に協力を仰ぎながら協働することを継続していきました。

他職種と連携を取りながら、母親や子どもが抱える悩みや傷つきに対して、安全・安心な場を提供して、情緒的な安定を図れるように心のケアを行いました。

(1) カウンセリング及びプレイセラピー

母親と子どもと信頼関係を構築し、安心して気持ちを表現できる場を提供しました。カウンセリングにおいては、共に考えながら心の整理のお手伝いをしたり、子どもについて理解を深め、関わり方の工夫などを検討しました。プレイセラピーにおいては、遊びを通して自己表現を促し、発達促進的な関わりを行いました。これらを通して、心の回復や傷つきを解放し再構築できるように努めました。

(2) アフターケアでの相談業務

退所後の環境変化から生じる課題や連携先の必要性について検討するために、希望する母親と子どもに対してアフターケアを行いました。母親と子どもの不安の軽減や情緒的安定に努めました。

(3) 地域相談での相談業務

地域で生活される情緒的な課題を抱えられている方と、一時的な相談業務を行いました。心の整理のお手伝いを行い情緒的な安定に努め、今後の方向性について検討を行いました。

(4) 心理療法室の環境整備

子どもは遊ぶことが自己表現の手段であり、遊びを通してこれまでの傷つきを解放し回復することができます。自分の気持ちを表現したり深めたり探索できるように玩具などの見直しや整備を継続的に行いました。

(5) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

令和3年5月16日に広島県に緊急事態宣言が発出されました。新型コロナウイルス対応マニュアルに従い、令和3年5月17日～令和3年6月24日の期間カウンセリングおよびプレイセラピーを停止としました。前年度の停止時の対応に準じて対応マニュアルの説明や見通しを伝えることで不安軽減に努めました。また、再開に際しては、母親と子どもに導入の説明と同意の確認を行いました。

令和3年8月25日にも緊急事態宣言が発出されましたが、職員の新型コロナワクチン接種が終わり、導入に対して安全性が認められたことから停止とはせずカウンセリングおよびプレイセラピーを行いました。

コロナウイルス感染症の防止のために、引き続き、部屋の換気、次亜塩素酸水を用いた清掃、玩具の消毒、毎セッションごとの手洗いを行い、衛生活動の推進を行い、安全・安心の場の提供に努めました。